

個人番号(マイナンバー)を利用した 情報連携の対象となる業務が追加されました

短期給付及び資格関連の各種申請時における情報ネットワークシステムを用いた特定個人情報の照会・提供(以下、「情報連携」という。)について、令和2年10月8日より情報連携の対象となる業務等が追加されましたのでお知らせいたします。これにより、事務処理において省略できる添付書類について下記の表にまとめましたのでご参照ください。

なお、本組合が必要とする場合や情報提供ネットワークシステムにおいて照会内容に対する情報が取得できなかった場合につきましては、添付書類の依頼をさせていただくことがありますのでご理解ご協力のほどお願いいたします。

短期給付事務における省略可能な添付書類一覧表

【網掛け部分が追加された項目】

業務区分	情報連携の対象となる業務	省略できる添付書類
資格	被扶養者の認定	<ul style="list-style-type: none"> 課税(非課税)証明書 ※1 住民票 年金額等を示す書類 ※2 (年金証書、年金額決定通知書、支払額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等) 特別障害給付金額等を示す書類 (受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等) 雇用保険受給資格者証 雇用保険被保険者離職票等
	組合員被扶養者証の検認又は更新 ※3	<ul style="list-style-type: none"> 課税(非課税)証明書 ※1 住民票 年金額等を示す書類 ※2 (年金証書、年金額決定通知書、支払額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等) 特別障害給付金額等を示す書類 (受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等) 雇用保険受給資格者証 雇用保険被保険者離職票等
給付	支払未済の給付に係る受給者の確認	<ul style="list-style-type: none"> 住民票
	高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定	<ul style="list-style-type: none"> 課税(非課税)証明書 ※1
	入院時食事療養費の支給申請の支給決定	<ul style="list-style-type: none"> 非課税証明書 ※1
	入院時生活療養費の支給の決定	<ul style="list-style-type: none"> 非課税証明書 ※1
	高額療養費の支給の決定	<ul style="list-style-type: none"> 非課税証明書 ※1 自己負担額証明書(医療)
	特定疾病対象療養に係る認定	<ul style="list-style-type: none"> 課税(非課税)証明書 ※1
	限度額適用・標準負担額減額認定証の決定	<ul style="list-style-type: none"> 非課税証明書 ※1
	高額介護合算療養費の支給の決定	<ul style="list-style-type: none"> 課税(非課税)証明書 ※1 自己負担額証明書(医療) 自己負担額証明書(介護)
	出産費・家族出産費の支給決定	<ul style="list-style-type: none"> 以前加入していた健康保険組合が発行する出産費不支給証明書

※1 情報連携を行うために、本人の同意を要するもの。(同意書につきまして本組合ホームページからダウンロードしてご使用ください。)

※2 年金については、公的年金(国民年金、厚生年金及び被用者年金一元化施行前の旧共済年金を含む。)に係る書類が省略可能となりますので、企業年金等については、従来どおり添付をお願いします。

※3 組合員被扶養者証の検認又は更新については、令和4年度以降の対応とさせていただきます。